

医療情報取得加算に関する掲示

当院はマイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用や問診票などを通じて患者さんの診療情報を取得、活用し、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

令和6年12月1日より医療情報取得加算として以下の通り、診療報酬点数を算定します。

【現行保険証・マイナ保険証 提示有無にかかわらず】

初診時： 1点（月1回に限る）

再診時： 1点（3月に1回に限り算定）

正確な情報を取得、活用するためにマイナ保険証の利用にご理解ご協力をお願いいたします。

令和6年11月29日
脳神経外科東横浜病院